

環境省「令和3年度 中小企業の中長期の削減目標に向けた 取組可能な対策行動の可視化モデル事業」

公募要領

1. 背景及び目的

パリ協定において、企業等の非政府主体についても排出削減が求められたことを背景に、グローバルに活動を行う大企業を中心に、パリ協定に整合した科学的根拠に基づく中長期の排出削減目標を設定する「Science Based Targets」（以下「SBT」という。）等の脱炭素経営の取組が広がっており、環境省でも、企業別の SBT に係る目標設定支援やサプライチェーン全体の排出量の算定の支援を行うなど、脱炭素経営の支援を行っています。

一方で、SBT 等の国際的なイニシアティブは、パリ協定という世界・社会全体のニーズから逆算した目標を設定するため、現在企業が実際に積み上げられる排出削減量や取組計画との間にギャップが生じる恐れがあり、その差を埋めることが企業の更なる野心的な目標の設定と、削減取組の実践を促進させる上で重要となります。また、これらの動きに対応するためには、大企業のみならず、サプライヤーである中小企業の脱炭素経営の推進が必要です。

さらに、政府が打ち出した 2050 年カーボンニュートラルの実現や、「温室効果ガスを 2013 年度比 46%削減、そして 50%の高みに向けて挑戦を続ける」という新たな 2030 年度目標の達成という観点からも、地域を支える中小企業の脱炭素化は不可欠です。

そのため、本事業は SBT 等の目標を設定等している中小企業において、2025～30 年頃の削減目標に向けた削減ポテンシャルの診断を実施し、中長期の削減目標に向けた中小企業が取組可能な対策行動の可視化を促進することを目的とします。

つきましては本事業へ参加を希望する企業を以下のとおり募集いたします。

なお、本事業に関する運営は、環境省から委託を受けた「株式会社三菱総合研究所」が事務局となって実施いたします。

2. モデル事業の内容

(1) 参加形態

本事業への参加形態は、以下の 2 つのタイプのいずれかをお選びください。（いずれのタイプも申請者は中小企業とします。）

- タイプ A：温室効果ガス削減に関する中長期目標（SBT や再エネ電力 100%等）を設定している、又は、設定を検討している中小企業の単独参加

- タイプB：温室効果ガス削減に関する中長期目標（SBT や再エネ電力 100%等）を設定している、又は、設定を検討している中小企業が大企業・金融機関・自治体等と連携して参加

※ タイプAについても、本事業への参加にあたって連携を希望する主体（大企業、地域の金融機関、地方自治体等）がある場合は、申請書に連携先候補をご記入ください。

※ タイプBについては、申請時点までに、連携先から本事業に連携する旨の了承を得るようにしてください。

(2) 支援内容の例

本事業では、中長期の削減目標に向けた取組可能な対策行動の可視化に向けて、モデル事業者様の温室効果ガス排出に係る現状やニーズを踏まえ、重要となる削減対策を分析・特定し、そのコストや削減量を試算した上で、削減計画の策定をご支援します。

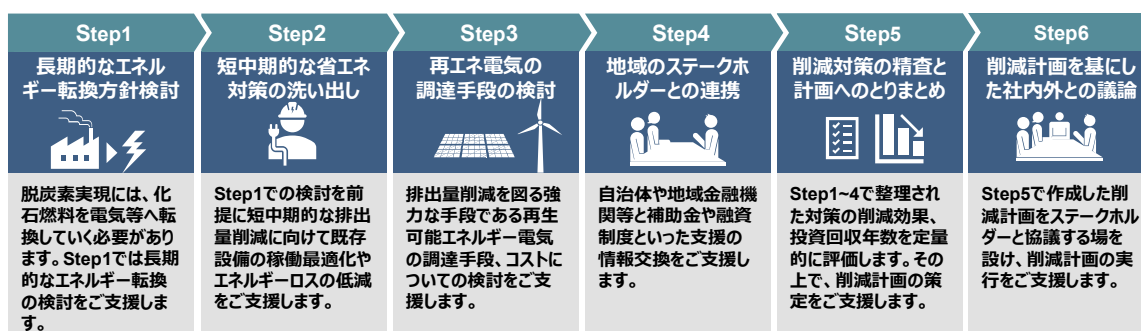


図 モデル事業における支援内容

上記の支援内容を取りまとめ、最終的に以下のアウトプットの作成支援を行います。また、モデル事業後に円滑に削減対策の取り組みを進めるため、モデル事業では以下のアウトプットを提示するとともに、ステークホルダーとの協議を支援します。

表 モデル事業のアウトプット（例）

アウトプットの種類	備考
削減計画	省エネや電化、再エネ導入による対策の実施時期及び削減量を推計し、取組のロードマップを示します。
再エネ調達方法の特定	小売電気事業者からの再エネ電力メニュー購入のほか、地域資源の活用可能性を踏まえ、設置スペースや投資資金の有無等を勘案して、最適な再エネの調達方法を提案します。
資金計画（キャッシュフロー表）	省エネや電化、再エネ導入に係る費用対効果として、キャッシュフローへの影響を試算します。また、カーボンプライシング等の将来的な外部環境変化の影響も見える化します。

(3) 標準的な実施スケジュール

本事業における標準的な実施スケジュールを示します。実際の進め方については各モデル事業者様と相談の上、決定します。また、新型コロナウイルス感染症の状況によって変更する可能性があります。

表 モデル事業の標準的な実施スケジュール

		2021年				2022年			
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Step 1	長期的なエネルギー転換方針検討	1. キックオフ ● 方針検討 目標達成に向けて注力すべき領域と削減手段を整理します。 ● 現地踏査 工場、事業所における削減余地を探索します。		2. 第二回打ち合わせ ● 重点検討項目の特定 将来の事業環境変化を分析するとともに、各対策のCO2削減量及びコストを試算します。それらの情報を基に、重点的に検討すべき削減対策を特定します。 ● 社外との連携検討 より実効的な削減計画とするため、自治体・金融機関等のステークホルダーと協議を支援します。			<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 合計3回の打ち合わせを通じて削減計画を取りまとめます。 <small>※回数や時期は、個社の検討状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況によって変更する可能性があります。</small> </div>		
Step 2	短中期的な省エネ対策の洗い出し								
Step 3	再エネ電気の調達手段の検討								
Step 4	地域のステークホルダーとの連携	0. 事前質問 ● 現状分析 事前の質問シートを用いて、以下の3点を把握します。 ✓ 削減目標設定状況 ✓ エネルギー利用状況 ✓ 既存計画と目標のギャップ		3. 第三回打ち合わせ ● 削減シミュレーション 削減対策を実施した場合の排出量推移・キャッシュフローをシミュレーションツールを用いて試算します。 ● 削減計画策定 削減対策を取りまとめ、目標達成に向けた削減計画を策定します。また、連携先のステークホルダーにも同席いただき、今後の具体的な取り組み手順について相談します。					
Step 5	削減対策の精査と計画へのとりまとめ								
Step 6	削減計画を基にした社内外との議論								

(4) 支援の進め方

企業への支援は、三菱総合研究所及び提携先（一般財団法人省エネルギーセンター、中外テクノス株式会社）が共同で行い、各企業につき2～3名程度のコンサルタントが担当します。

支援にあたっては、(2)の各ステップにおいてコンサルタントが参加企業の本社や事業所、あるいはウェブ会議等で面談し、ブレストや調査分析結果の提示等を行います（打ち合わせで積み残した検討課題は、後日フォロー致します）。

(5) 応募条件

- 本事業の結果を踏まえて、環境省は「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック」を改訂する予定であり、本事業における検討過程や結果について、事例として当該ハンドブックへ掲載することに協力すること。ただし、企業の秘密情報の開示を求めるものではありません。
- SBT 認定について、認定の取得、認定の申請、コミットなど、状況の変更があった

場合は、速やかに事務局に報告すること。

(6) 募集期間

令和3年7月5日（月）～8月20日（金）

(7) 応募手続及び参加企業の採択

1) 応募手続

本事業への参加を希望する企業は、申請書に必要事項を記載し、PDF化したファイルを提出期限までに三菱総合研究所へメールにて提出してください。提出された申請書は本事業の採択に関する審査、及び採択企業に対する支援メニューの検討以外の目的には使用しません。

なお、申請書を提出した企業には、事務局から申請書の内容について問い合わせの連絡をさせていただく場合がございます。

2) 申請書提出先

E-mail : moe_sbt_support@ml.mri.co.jp

3) 採択基準と採択企業数

応募条件を満たしている企業のうち、申請内容や業種、企業規模等を総合的に考慮し、8社程度を採択いたします。

(8) 免責事項

- 1) 本事業は、三菱総合研究所及び提携先（一般財団法人省エネルギーセンター、中外テクノス株式会社）が実施する。申請書を提出した企業は、本支援の採択に関する審査、及び採択企業に対する支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省のほか、三菱総合研究所及び提携先において共有されることに同意すること。
- 2) 本事業に関する参加企業の交通費等は、参加企業が負担すること（なお、三菱総合研究所及び提携先に発生する費用については環境省が負担するため、参加企業に負担は生じない）。
- 3) 本事業に参加する企業は、環境省 WEB サイト等において支援事業の参加企業として公表する。
- 4) 本事業において作成した資料の著作権は環境省及び三菱総合研究所に属し、参加企業は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能）。
- 5) 本事業において、環境省及び三菱総合研究所に提供された企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省及び三菱総合研究所と提携先が使用することに同意すること。

- 6) 必要に応じて、三菱総合研究所及び提携先と秘密保持契約を締結した上で本事業に参加することができるが、契約書の文言については三菱総合研究所が提示するフォーマットをベースに協議の上、決定すること。
- 7) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合がある。
- 8) 参加企業は、参加企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

(9) お問い合わせ先

株式会社三菱総合研究所(令和3年度中小企業の中長期の削減目標に向けた取組可能な対策行動の可視化モデル事業 事務局)

E-mail : moe_sbt_support@ml.mri.co.jp

以上